

第1 請求人

住所・氏名 省略

第2 請求の受理

本請求は、法第 242 条第 1 項の規定による請求の要件を具備しているものと認め、平成 23 年 9 月 16 日、これを受理することに決定した。

第3 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、平成 23 年 10 月 13 日午後 1 時 30 分から請求人の代理人として〇〇〇〇氏が出席し、陳述を行った。

また、同日、新たに下記の証拠が提出された。

- ① 環境省廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課担当者から請求人宛の平成 23 年 5 月 19 日付け回答書写し
- ② 北但行政事務組合 平成 21 年度一般会計歳入歳出決算書（3 頁、4 頁）写し
- ③ 21 年度支出伝票 137 の内訳
- ④ 経過一覧表

第4 請求の要旨

北但行政事務組合の平成 21 年度事業費及び国からの交付金を精査したところ、数々の会計上の不明朗な点が見つかった。

1. 北但行政事務組合の平成 21 年度決算報告書では、「広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費」の「支払済み事業費」は 1 億 4,506 万 562 円とされているが、支払い先が明確でなく、一部不明金があることが分かった。環境省の資料によれば、そのうち支出先がはっきりしているのは、5,024 万 7,100 円でしかなかった。
2. 21 年度についての環境省からの交付金は、交付金関連事業費 1 億 3,613 万 9,000 円に対し、4,537 万 7 千円の交付金が決定していた（平成 21 年 10 月 1 日）が、その後、関連事業費の縮小に伴い、3,064 万 8,000 円と変更されていた。しかし、議会には報告されず、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号及び第 3 号「議会は予算を定め、決算を認める。」に違反している。
3. また、環境省から交付される分は、21 年度の事業費分（1,652 万 9,000 円）と 21 年度の繰越明許分（1,411 万 9,000 円）であるが、繰越明許分の事業内容は、明らかではなく、裏づけのない事業費に環境省から交付金が支給された不法行為の疑いがある。
4. 交付金関連事業の内、21 年度中に使用されず、不用となったものは、事業費ベースで 4,418 万 7,000 円、交付金ベースで 1,472 万 9,000 円であるが、これらは、21 年度決算報告では、支出済み事業費として計上されていた。したがってこの決算報告書は、虚偽の事実を記載していた恐れがある。

この点について北但行政事務組合は、競争入札の中で予定価格より低く落札されたので、不用額が捻出されたと請求者らに答弁しているが、ならばなぜ決算書にそのように報告しなかったのか。決算書提出の段階で支出済み事業費として記載された金額と実際の支出金額との差額は、会計担当者が不法に流用していたことになる。

以上、地方自治法第2条第16項では、法令に違反してその事務処理をしてはならないとあり、上述した1から4の北但行政事務組合の事務は、この法令に違反する。

したがって北但行政事務組合は、上述した平成21年度の事業費及び交付金についての疑問点に応え、不当、違法な点を正すことを求める。

第5 監査の実施

平成23年10月13日、北但行政事務組合事務局長から陳述の聴取及び資料の提出を受け、また、同月25日に同事務局長、同組合施設整備課長、同組合同課課長補佐及び同組合同課主幹から事情聴取を実施したほか、当局の保管する必要な書類について監査を実施した。

第6 監査の結果

本請求を棄却する。

理 由

請求の要旨及びその理由に基づき、監査を行った結果は、次のとおりである。

1 平成21年度北但行政事務組合決算における一部支出不明金について

北但行政事務組合（以下「組合」という。）が行う広域ごみ・汚泥処理施設整備事業は、環境省の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて事業実施されている。しかし、施設整備に要する経費の全てが交付金の交付対象になるものではない。また、平成21年度交付金交付対象事業費は、繰越明許費として一部を翌年度に繰り越していることから、平成21年度決算書のみで交付実績額を確認することはできない。

請求人は、組合の平成21年度決算書の広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費の支出済額1億4,506万562円と環境省の平成21年度交付金のうち年度内に支出した交付対象事業費5,024万7,100円を比較し、その差額について一部不明金があると主張しているが、決算書で報告された支出済額には、平成21年度交付金交付対象事業費（翌年度への繰越あり）のうち年度内に支出したもののほか、平成20年度交付金交付対象事業費（前年度からの繰越分）1,751万2,500円及び交付金の交付対象とならない単独事業費7,730万962円が含まれている。また、その支払先も明確にされていることから、

一部支出不明金は認められない。

さらに、請求人が陳述のなかで、一点目、決算書の交付対象事業費 1 億 945 万 5 千円と環境省に報告した交付対象事業費 9,260 万 8 千円との差額 1,684 万 7 千円は何に使われたのか。二点目、決算書の支出済額 1 億 4,506 万 562 円のうち交付対象事業費 1 億 3,613 万 9 千円と環境省に報告した交付対象事業費 9,260 万 8 千円（環境省への報告は千円未満の端数を切り捨て報告するため、実績額は 9,260 万 8,550 円）とを比較し、その差額 4,353 万 1 千円（1 億 3,613 万 9,000 円－9,260 万 8,550 円＝4,353 万 450 円）は何に使われたのか、いわゆる支出不明金にならないか。三点目、4,353 万 1 千円を含め支出済金額は、ごみ・汚泥処理施設建設事業費に該当するのかと述べている。

しかし、一点目の決算書の交付対象事業費 1 億 945 万 5 千円は、請求人が決算書から交付金の調定額 3,648 万 5 千円を 3 倍して算出した金額であり、本調定額には前年度から繰り越された平成 20 年度交付金 583 万 7 千円が含まれている。よって、差額については平成 20 年度分の交付対象事業費（1,751 万 2,500 円）である。

二点目の決算書の支出済額のうち交付対象事業費は 1 億 3,613 万 9 千円と述べているが、本金額は平成 21 年 10 月 1 日付けで交付決定通知を受けた交付対象事業費であり、その後、実施過程における関連事業費の縮小に伴い予算額の補正措置（減額）をしていることから、差額 4,353 万 450 円については予算執行されていない。

なお、平成 21 年度交付金の交付対象事業費実績額は、決算額のうち平成 21 年度分交付対象事業費 5,024 万 7,100 円と翌年度に繰り越された交付対象事業費 4,236 万 1,450 円（平成 23 年 10 月 24 日提出の平成 22 年度決算書により確認）を合わせた 9,260 万 8,550 円であり、平成 23 年 4 月 1 日付けで提出された交付金事業実績報告書の交付対象事業費 9,260 万 8 千円（千円未満切捨て）と一致する。

三点目の 4,353 万 1 千円（正しくは 4,353 万 450 円）は支出していない。また、支出済金額には単独事業費も含まれるものと解されるが、交付金の交付対象とならない経費として、不動産鑑定・補償費算定・立木調査の各委託料のほか、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金を支出しており、これらは事業を遂行するうえで一般に必要な費用と認められるとともに、支払先も明確にされている。

以上のことから、請求人の主張する「一部支出不明金がある。」とは認められない。

2 議会への報告義務に対する地方自治法違反について

請求人は、環境省の平成 21 年度交付金について、関連事業費の変更などを議会には報告されていないとして、法第 96 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定に違反していると述べている。

しかし、平成 21 年 2 月 13 日開会の組合議会第 70 回定例会に予算総額 2 億 8,542 万円、歳入のうち交付金を 4,571 万 9 千円として提案され、同月 23 日の本会議において可決された本予算は、平成 22 年 2 月 15 日開会の組合議会第 74 回定例会に平成 21 年度一般会計補正予算（第 2 号）として、実施業務の変更や入札減、実施年度の先送り

などにより交付金関連事業費を補正し、歳入のうち交付金を3,064万8千円とすることを提案、同月22日の本会議において可決されており、法第96条第1項第2号に規定する「予算を定めること。」の議決を得ている。

また、平成22年10月12日開会の組合議会第76回定例会に、法第233条の規定に基づき平成21年度決算を議会の認定に付し、同月21日の本会議において認定可決されており、法第96条第1項第3号に規定する「決算を認定すること。」の議決も得ていることから、予算・決算ともに違法性は認められない。

さらに、請求人は、重要な事業変更事実（平成23年4月1日付け実績報告）が平成23年5月30日の組合議会に報告がなかったと述べているが、当該変更については既に平成22年2月15日開会の組合議会第74回定例会において、平成21年度一般会計補正予算（第2号）の中で説明されており、実績報告後の議会への報告は必要としない。

3 裏づけのない事業費に交付金が支給された不法行為の疑いについて

請求人は、繰越明許分の事業内容が明らかでなく、裏づけのない事業費に環境省から交付金が支給された疑いがあると述べている。

しかし、繰越明許費については、平成22年2月15日開会の組合議会第74回定例会に平成21年度一般会計補正予算（第2号）として、1億4,986万2千円を翌年度に繰り越すこととし、その事業内容は提案説明の中で生活環境影響調査業務805万9千円、敷地造成実施設計等業務3,430万3千円及び用地補償費1億750万円と明らかにされており、同月22日の本会議において可決されている。繰越分のうち交付金交付対象事業費は用地補償費を除く4,236万2千円であり、事業内容は明確にされている。

また、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成22年6月3日開会の組合議会第75回臨時会に、報告第1号として繰越明許費繰越計算書を提出し、その中で繰越額1億4,986万2千円に対する財源として、交付対象事業費4,236万2千円の3分の1相当の交付金1,411万9千円を未収入の国庫支出金、他は一般財源とされており、繰越手続きについては適正になされている。

なお、平成21年度交付金については、4,537万7千円（対象事業費1億3,613万9千円）の交付決定通知を受けて事業を進められたが、その実施過程において1,472万9千円の減額が生じ、また、年度内完成が困難となったことにより繰越明許費として翌年度に繰り越され、平成23年4月1日付けで3,064万8千円に確定している。他方、組合予算は平成21年度一般会計補正予算（第2号）で、減額となった交付金1,472万9千円及び交付対象事業費を減額措置していることから、当初決定の対象事業費1億3,613万9千円の全額を執行し、それに対する交付金について交付を受けることはできない。

したがって、平成21年度交付対象事業費（9,260万8,550円）に係る交付金3,064万8千円は、年度内完成分として1,652万9千円（対象事業費5,024万7,100円）を平成22年3月30日に、平成22年度への繰越分として1,411万9千円（対象事業費

4,236万1,450円)を出納整理期間の平成23年4月27日にそれぞれ交付を受けており、当初の交付決定額4,537万7千円(対象事業費1億3,613万9千円)との差額1,472万9千円については、そもそも事業実施しておらず交付金も交付されていない。よって、裏づけのない事業費に交付金が支給された事実は認められない。

さらに、請求人が陳述のなかで、一点目、国に対し交付対象事業費の減額変更を平成23年4月1日に報告した理由、二点目、決算報告で示した事業費の支出があったとして環境省から交付金の交付を受けた事実と組合から事業費の実績が減額されたという事業変更の届けにより、その分を不用額として国に戻したという事実はあるのか。三点目、この経過が事実であれば組合は水増し請求し、裏付けなく国から交付金詐取したということになると述べている。

しかし、一点目の交付対象事業費の減額変更の時期については、当該変更が交付金交付取扱要領第3項に規定する地域計画の著しい変更(地域計画の変更承認が必要な場合)に当たらないため、事業実施中に交付金交付決定変更申請をする必要はない。よって、同要領第10項の規定による事業実績報告書において減額した内容が報告されている。

二点目以降は、先に説示したとおり、組合は交付対象事業として執行した経費に係る交付金のみについて交付を受けていることから、組合が水増し請求し、裏付けなく国から交付金を詐取した事実は認められない。

4 平成21年度決算報告書は虚偽の事実を記載されていた恐れがあることについて

請求人は、交付金関連事業費のうち不用となったものは、事業費ベースで4,418万7千円、交付金ベースで1,472万9千円であるが、21年度決算報告では支出済み事業費として計上されていた。したがって、この決算報告書は、虚偽の事実を記載していた恐れがあると述べている。

たしかに、当初の交付金交付決定額4,537万7千円と交付金の実績額3,064万8千円の差額1,472万9千円は実績報告で減額しているが、不用となった差額は収入していない。また、事業費ベースの不用額4,418万7千円は、請求人が不用となった交付金の差額を3倍して算出したものであり、実際は4,353万450円(交付決定を受けた交付対象事業費1億3,613万9千円－交付対象事業費の実績額9,260万8,550円)であるが、当該差額については1で説示したとおり予算執行されておらず、支出済み事業費として決算書には計上されていない。したがって、平成21年度決算報告書において虚偽の事実は認められない。

以上のとおり、請求人が監査を求めた事項について、是正すべき事由は認められない。